

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百一十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下この条及び第四条第一項において「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。</p> <p>(性別の取扱いの変更の審判)</p> <p>第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。</p> <p>一 十八歳以上であること。</p> <p>二 現に婚姻をしていないこと。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。</p> <p>(性別の取扱いの変更の審判)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 現に未成年の子がいないこと。</p> <p>四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。</p> <p>五 〔その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。〕</p> <p>2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。</p>